

# 都市災害復旧事業事務取扱方針

〔昭和 37 年 8 月 14 日 建設省都発第 194 号 建設省〕  
都市局長から都道府県知事、指定都市の長あて  
最終改正 平成 23 年 2 月 15 日 国都防第 44 号

## 第 1 趣 旨

都市災害復旧事業に関する事務の取扱いについては、「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」に定めるもののほか、この事務取扱方針の定めるところによる。

## 第 2 災害原因の確認

災害原因の確認については、被災施設の原形及び被災状況等から災害復旧事業として採択できる災害であるかどうかを確認すること。

## 第 3 復旧工法

災害にかかった施設を復旧する場合の工法は原則として原形に復旧（旧の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧すること。）することとし、原形に復旧することが、不可能若しくは著しく困難、又は、不適當な場合は、次の各号によるものとする。

### 1 原形に復旧することが不可能な場合

地形、地盤が著しく変動し、旧の位置に復旧することが不可能な場合、又は、原施設の形状、寸法では、復旧することが不可能である場合は、必要最小限度の工法によるものとする。

### 2 原形に復旧することが著しく困難な場合

地形、地盤が変動し、又は被災施設の除去が困難なため旧の位置に旧の形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することが著しく困難なときは、当該施設の従前の効用を復旧する必要最小限度の工事を行うものとする。

### 3 原形に復旧することが著しく不適當な場合

地形、地盤が変動し、又は、災害の規模、若しくは原施設の形状、寸法等から判断して原形に復旧することが著しく不適當なときは、従前の効用を回復する必要最小限度の工事を行うものとする。又、原形に復旧しなくても旧の施設の効用を復旧することが著しく効果的であると判断される場合においては、従前の効用を回復する必要最小限度の工事に相当する額を災害復旧費とするものとする。

## 第 4 都市施設の範囲

基本方針第 2 の 6 にいう都市施設の範囲は、次に掲げるもののうち、復旧を必要とするものとする。

### 1 街 路

次の各号に掲げる施設とする。

(1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条、第 19 条又は第 22 条の規定によ

り決定された施設である道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち道路上のさく又は駒止、道路情報管理施設、共同溝及び道路の防雪又は防砂のための施設を含む。）で道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの。

(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道（都市計画法第59条に規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の附帯事業により築造されたものに限る。）とを立体交差とするもののうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの。

## 2 都市排水施設等

- (1) 都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設。
- (2) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条第11号に規定する公園を除く。）のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（植物を除く。）とする。

## 第5 適用除外

- 1 基本方針第3適用除外3の維持工事とみるべきものとは、次のものをいう。
  - (1) 石積、石張等の差狂いのみの修正又は間詰めのみ工事
  - (2) 橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事
  - (3) 排水機の被災により仮排水工事を行う場合、平常の排水量を排水するために要する費用
- 2 基本方針第3適用除外4の明らかに設計の不備、又は、工事施行の粗漏に起因して生じたものとは、検査、監査等により工事の出来高不足、手直しが認められ補強、手直し工事を命ぜられていた施設が破損し、当該工事が未完了であったことに起因していると認められたもの等をいう。
- 3 基本方針第3適用除外7のその他別に定めるものとは、次のものをいう。
  - (1) 幅員6メートル未満の街路、又は、幅員4メートル未満の橋梁にかかるもの
  - (2) 幅員1メートル未満の都市排水路にかかるもの。ただし、管渠にあっては内径250ミリメートル未満のもの
  - (3) 堆積土砂排除事業のうち、次の各号に掲げるもの
    - イ 宅地等に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所以外に捨てられた土砂にかかるもの
    - ロ 事業の実施が確認できないもの
    - ハ 自衛隊、地元等が無償で実施したもの又は失業対策事業その他の事業によって実施したもの
  - (4) 都市排水施設の埋そくにかかるもので断面積の3割に満たないもの。ただし、3割以上のものにあつては、堆積量の7割までを排除するものとする。
  - (5) 公園施設のうち、飛石、ベンチ、ぶらんこ等の単体の小規模な施設が単独で被災

した場合で、その施設の機能が当該公園の根幹的な効用に関わらないもの。

## 第6 保留工事

災害復旧事業費の決定にあたり、次の各号の一に該当する場合は保留工事とする。

- 1 災害復旧事業の採否、又は、採択工法について立会官と意見を異にする場合
- 2 由緒ある建物等で原形に復旧する必要が認められるもので、その費用が多額となる場合
- 3 一箇所の決定見込額が1億円以上となる場合

## 第7 査定の方法

- 1 地方公共団体が提出する国庫補助申請書に基づき、財務省係官が立会の上、原則として現地査定を行うものとする。
- 2 前項の場合において、土地区画整理組合の維持管理に属する街路についての災害復旧事業については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を含む。）が国庫補助申請書を提出するものとする。

## 第8 単価・歩掛

単価・歩掛は、土木工事については、公共土木施設災害復旧事業に用いるものを使用し、建物の補修工事については公立学校災害復旧事業に用いるものを使用することとするが、上記以外のものにあつては現地の適正単価、歩掛によるものとする。

### 附 則

- 1 次に示す事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて取扱うものとする。
  - (1) 報告に関する事務
  - (2) 内未成の取扱い
  - (3) 他事業施行中の災害
  - (4) 事業費の積算
  - (5) その他、査定事務で特に本事務取扱方針に規定していないもの。

### 附 則

この改正は、平成22年4月1日から適用する。